

文部科学省国立研究開発法人審議会の議事運営について

令和 2 年 6 月 1 9 日
文部科学省国立研究開発法人審議会

文部科学省国立研究開発法人審議会令第 9 条及び文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則第 8 条に基づき、文部科学省国立研究開発法人審議会の議事運営について、以下の通り定める。

1. 会長が必要と認めるときは、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に对话をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
2. Web 会議システムを利用した委員等の出席は、文部科学省国立研究開発法人審議会令第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による出席者に含めるものとする。
3. Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該 Web 会議システムを利用して出席した委員等は、音声を送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。
4. Web 会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で、情報セキュリティに十分配慮した上で行わなければならない。
なお、文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則第 7 条第 1 項により会議が非公開で行われる場合は、委員等及び事務局は、委員等以外の者に Web 会議システムを利用させてはならない。